

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱

制定 23食産第4049号
平成24年4月20日
農林水産事務次官依命通知

改正 平成25年2月26日 24食産第5339号
改正 平成25年5月16日 25食産第 357号

第1 趣旨

世界的な人口増加や経済成長、地球温暖化等の進展により、我が国における食料を含めた各種資源の調達が将来的に不安定化するリスクが高まっている一方で、我が国の農林水産業の活力は著しく低下し、農山漁村地域の維持・存続も危ぶまれている状況にある。

このような状況に対応するためには、農林水産業と2次産業・3次産業とを融合・連携させることにより、農林水産業・農山漁村の有する農林水産物その他の「資源」を食品産業をはじめとする様々な産業と連携して利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスの展開や新産業を創出する「農山漁村の6次産業化」を推進することが重要である。

農山漁村6次産業化対策事業は、この「農山漁村の6次産業化」に資する施策を一体的かつ総合的に推進することとする。

第2 目的

農山漁村の6次産業化に向けた取組を推進し、新たな市場・付加価値を創出するとともに、農山漁村地域の雇用の確保と農林漁業者の所得向上を推進することを目的とする。

第3 事業の種類等

農山漁村6次産業化対策事業において実施する事業の種類及び内容並びに事業実施主体は、別表1に掲げるとおりとする。

第4 事業の実施

1 事業の採択等

採択基準については、食料産業局長又は農村振興局長（以下「食料産業局長等」という。）が別に定める。

なお、農山漁村6次産業化対策整備事業（以下「整備事業」という。）の実施に当たって事業実施主体が設定する成果目標の内容並びに達成すべき成果目標の基準及び目標年度（以下「成果目標等」という。）については、食料産業局長等が別に定めるところによる。

2 費用対効果分析

事業実施主体は、整備事業（小水力等再生可能エネルギー導入推進事業のうち低炭素むらづくりモデル支援事業を除く。）を実施するに当たっては、投資に対する効果が適正かどうかを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効果等を十分に検討するとともに、整備する施設等の費用対効果分析については、食料産業局長が別に定める手法を用いて費用対効果分析を行うものとする。

第5 事業実施計画

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、別表2の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者（以下「事業承認者」という。）に提出して、その承認を受けるものとする。

なお、第4の1により事業実施主体が設定する成果目標等については、事業実施計画に記載するものとする。

2 事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止

事業実施計画の変更（食料産業局長等が別に定める重要なものに限る。）又は中止若しくは廃止については、1に準じて行うものとする。

第6 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、農山漁村6次産業化対策事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

第7 報告

事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を承認した事業承認者に対し、事業の実施状況等を報告するものとする。

第8 事業の評価

整備事業の事業実施主体は、事業実施計画で設定した成果目標等の達成状況及び施設等の利用状況について、食料産業局長等が別に定めるところにより、事業評価を行い、当該事業の事業実施計画を承認した事業承認者に報告するものとする。

第9 収益納付

1 事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、当該事業の実施に伴う企業化等による収益の状況を報告するものとする。

2 国は、1の報告を受けた場合において、当該事業の実施により事業実施主体に相当の収益が生じたと認めるときは、食料産業局長等が別に定めるところにより、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に対し、納付を命ずることができるものとする。

第10 その他

1 国は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

2 事業の実施に当たっては、事業の種類、内容等に即して農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図るために「男女共同参画推進指針」（平成11年11月1日付け11農産第6825号経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく対策の着実な推進に配慮するものとする。

3 農山漁村6次産業化対策事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、食料産業局長等が別に定めるところによるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月20日から施行する。

2 農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21総合第2074号農林水産事務次官依命通知）、小水力等農業水利施設利活用促進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振2310号農村振興局長通知）及びソフトセルロース利活用技術確立事業実施要綱（平成23年4月1日付け

- 2 2 環第 2 8 8 号農林水産事務次官依命通知)は廃止する。
- 3 2に掲げる通知により平成 2 3 年度までに実施した事業については、なお、従前の例による。
- 4 農村振興再生可能エネルギー導入支援事業実施要綱の制定について(平成 2 2 年 4 月 1 日付け 2 1 農振第 2 4 9 9 号農林水産事務次官依命通知)による廃止前の低炭素むらづくりモデル支援事業実施要綱(平成 2 1 年 4 月 1 日付け 2 0 農振第 2 1 4 1 号)に基づき採択された地区については、本要綱に基づき小水力等農村地域資源利活用促進事業のうち低炭素むらづくりモデル支援事業として採択されたものとみなして、同地区をモデル地区事業として実施することができる。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 2 月 2 6 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 5 年 5 月 1 6 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

別表1 (第3関係)

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
<p>農山漁村6次産業化対策事業</p> <p>1 農山漁村の所得増大対策</p> <p>(1) 6次産業化推進支援事業</p> <p>(2) 知的財産の総合的活用推進事業</p>	<p>1 地域支援事業 国産農林水産物等を活用した新商品開発や商談会等への出展による販路開拓、農林漁業者等を対象とした商品開発力、販売力等を習得するための研修会の開催、関係者を結びつけるための交流会の開催、食料品へのアクセス改善に向けた企画検討会の開催等の取組を行う。</p> <p>2 全国推進事業 6次産業化の取組をサポートする人材の育成・紹介や、販路拡大の機会を創出する商談会・フェアの開催、6次産業化の推進に関する先進事例調査や研修会の開催、6次産業化の関係者に対するメールマガジン等による情報提供等を行う。</p> <p>3 6次産業化促進技術対策事業 産官学が連携し、技術開発課題の整理検討を行い、技術開発戦略の作成や地域資源を活用した商品開発・新事業創出に向けた技術開発構想書を作成する。また、地域の食品の機能性研究に携わる研究者・研究機関及び食品技術等の登録・情報提供等を行うためのデータベースの整備等を行う。</p> <p>4 広域6次産業化ネットワーク活動推進事業 農林漁業者と多様な業種の事業者が参画する6次産業化等のネットワーク構築に向けた推進会議の開催、ネットワーク構築を推進するプロジェクトリーダーの育成、国産農林水産物等を活用した新商品開発や商談会等への出展による販路開拓の取組を行う。</p> <p>1 知的財産総合活用事業 育成者権や栽培ノウハウ等の知的財産を総合的に活用し、地域ブランド製品の国内外における価値を最大限に高め、これを活用した加工食品の開発、観光業の振興及び輸出の促進等により地域振興を図る新たなビジネスモデルを構築する取組において、地域における協議や市場調査、専門家への相談等の取組等を実施する。</p> <p>2 知的財産発掘・活用推進事業 新たに自治体関係者、生産者団体、広告業者、流通業者、ホテル・旅館事業者、弁理士、6次産業化プランナー、食品企業等の農林水産業・食品産業の知的財産に係る関係者からなる協議会を組織し、以下の取組を行う。なお、本事業の推進に当たっては、専門家の持つ、製品・技術の事業化可能性を判断する能力、製品の魅力を発見し説明する能力、意匠や実用新案の取得に係る指導力等を最大限活用することとする。</p> <p>(1) 全国段階 知的財産発掘・活用全国協議会を設置し、大手流通業のバイヤーや広告業者、旅行会社等へのアンケート調査の実施や専門家の知見を活用した新たな知的財産の発掘を行う。また、地域協議会からの情報と併せて、発掘された知的</p>	<p>1 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p> <p>2 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p>

財産を、種類別・地域別・品目別等に整理し、専門家の紹介コメントや検索機能を付けたデータベースとして構築する。また、本データをホームページで公表するなど、全関係者が利活用可能なものとする。

(2) 地域段階

ブロック別に地域協議会を設置し、地域情報に詳しいタウン誌業者やバス・タクシーの交通業者等への聞き取り調査や、地域の事業者の情報交換・交流による知的財産の活用場となる地方相談会を開催し、その結果を知的財産発掘・活用全国協議会へ報告する。

(3) 地理的表示保護制度導入に向けたケーススタディ

地理的表示保護制度を導入する際に必要となる、地域と産品の結びつきに係る認定スキーム等について、産地への現地調査等を行い、それらの結果を検証し、課題を整理するとともに、地理的表示保護制度の検討の基礎とする。

3 知的財産活用型新産業推進モデル事業

(1) 知的財産活用型異業種等融合推進モデル事業

伝統野菜などの地方の知的財産とIT等の異業種との連携による新たな農業展開や、特別な燻製による保存方法など地方に埋もれた知的財産の他地域への展開を進めるための検討会の開催費や関係事例の調査費等を支援することにより、地域資源を活用した新たなビジネスを創出する取組を推進する。

また、これら取組の成果を2(1)で設置した知的財産発掘・活用全国協議会へフィードバックする。

(2) 温暖化に対応した新品種の開発

国内外で温暖化に対応した品種を探索し、栽培・選抜を行い、野菜の新品種の開発を行う。

4 知的財産を活用した国際展開の推進

(1) 知的財産を活用した国際展開推進事業

我が国の地名等が海外で第三者によって商標出願・登録等されている問題へ対応するため、農林水産知的財産保護コンソーシアムと独立行政法人日本貿易振興機構、弁理士会との連携を強化し、第三者による商標使用等についての情報共有や意識啓発のための説明会の開催、国内関係機関との情報共有体制の充実、中国等における第三者による商標登録の監視強化を実施する。

また、IT化した栽培ノウハウと新品種、育成者権と商標といった知的財産をセットで保護することにより、ロイヤリティー収入を確保し、国際展開を目指す新たなビジネスの普及を実施する。さらに、セット化されている商標が海外において第三者に使用されないよう監視を行う。

(2) 品種保護に向けたDNA品種識別技術実用化

我が国で育成された登録品種の権利侵害の場合において、適切な権利行使が可能となる環境整備を図るため、DNA品種識別技術の妥当性の検証及び実用化並びに産地判別技術の実用化を行う。

2 農林水産物・食品の輸出対策

(1) 輸出総合サポートプロジェクト事業

1 有望輸出事業者の発掘・育成

(1) 輸出セミナーの開催

日本産農林水産物・食品の輸出に関心のある農林漁業者等を対象として、日本食品の輸出に関する専門家を講師とするセミナーを全国各地で開催し、日本食品の輸出に係るノウハウを提供する。

また、海外市場の動向を把握するための情報収集を行う。

(2) 輸出プロモーターの設置

日本産農林水産物・食品の輸出に大きな可能性を有する

3 独立行政法人日本貿易振興機構

事業者を全国から発掘し、個別の相談に具体的に応じるほか、海外バイヤー等に向けた日本産農林水産物・食品の宣伝活動を行うなどにより、個々の課題の解決を支援し、有望な輸出事業者を育成するため、輸出プロモーターを設置する。また、輸出プロモーターを通じて、輸出に取り組む事業者に対して情報提供を行う。

2 国内商談会の開催

海外への販路の確保・拡大に取り組む農林漁業者等と国内外の有望なバイヤーとの商談会を全国各地で開催する。

開催に当たっては、国内参加者及び海外バイヤーへの事前の情報の提供等を行うとともに、商談会開催後は、国内外のネットワークを活かし、商談会に参加した農林漁業者等に対し、商談成約に向けたフォローアップを行う。

3 海外でのマッチング商談会の開催

輸出志向のある農林漁業者等と現地流通事業者との商談会を海外において開催し、商談会参加者の募集、事前の情報収集、商談会の運営、商談会開催後の参加者へのフォローアップを行う。

4 海外見本市への出展

海外における日本産農林水産物・食品の商流の構築と効果的な普及を図るため、海外で開催される有望な国際見本市へジャパン・パビリオンを出展し、出展者の募集、事前の情報収集、パビリオンの運営、見本市後の出展者への継続的なフォローアップを行う。

3 再生可能エネルギーの大々的な展開

(1) 農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業

1 農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業

農林漁業者等が主導して行う農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー発電事業の取組について、発電事業に意欲を有する農林漁業者等が行う事業構想の作成、導入可能性調査、地域の合意形成、事業体の立ち上げ、資金計画の作成等運転開始に至るまでに必要な取組を支援する。

2 農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化サポート事業

再生可能エネルギー発電事業の事例の収集・分析・紹介、技術・法令・制度等を習得するための研修会の実施、資金計画や事業者等との折衝への助言など、発電事業の構想から運転開始に至るまでに必要なサポートを行う取組を支援する。

(2) 小水力等再生可能エネルギー導入推進事業

i 小水力等農村地域資源利活用促進事業

農村地域における再生可能エネルギー供給施設の導入に当たって必要となるマスタープラン策定、調査設計や協議調整等を支援し、農村地域における再生可能エネルギーの円滑な導入に資するものとする。

ii 小水力等農業水利施設利活用実証事業

技術指導等を通じて、新技術を活用した低コストな水力発電の実証による普及を図ることにより、もって、農業生産費の低減、低炭素社会の創出に資するものとする。

4 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体

5 農村振興局長が別に定める者から選定された団体

6 農村振興局長が別に定める者から公募により選定された団体

iii 集落排水資源利活用実証事業	民間事業者が実施する、供用中の施設におけるモニタリング等を通じて、その効果を「見える化」することにより、地域の関係者の理解を得るとともに、これらの取組に関する情報の発信等を支援することにより、低炭素社会の実現と維持管理費の軽減に資するものとする。	7 農村振興局長が別に定める者から公募により選定された団体
iv 低炭素むらづくりモデル支援事業	温室効果ガス削減に資する農業農村整備をモデル的に実施し、農村地域の自然エネルギーを効率的に利用するなどの取組を支援するとともに、農村地域における温室効果ガスの排出量の削減に資する活動を実施し、より効果的な温室効果ガスの削減を通じて農業農村の活性化に資するために再生可能エネルギー施設の導入に向けた調査設計を行う。	8 農村振興局長が別に定める者から選定された団体
(3) バイオ燃料生産拠点確立事業	国産バイオ燃料の生産拠点を確立するための課題（原料調達が多様化、温室効果ガス排出量の削減、製造コストの削減、副産物利用の多用途化等）を早急に克服するために必要となる技術実証及び地域協議会の運営を支援する。	9 食料産業局長が別に定める者から選定された団体
(4) 地域バイオマス産業化支援事業	<p>1 地域段階 地域のバイオマスを活用した産業化と、バイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまちづくり・むらづくり（バイオマス産業都市）を推進するための構想の策定を行う。</p> <p>2 全国段階 地域段階の取組を効果的に進めるために、事業可能性調査、計画づくり支援、経理管理指導等を行う。</p>	10 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
(5) 食品産業環境対策推進事業	<p>1 食品廃棄物対策環境整備 (1) 食品廃棄物の国産肥飼料化やバイオガス化等のリサイクルに適した分別手法及び容器包装廃棄物の削減手法の調査・分析・普及並びに新たな食品リサイクルシステム構築に向けたマッチングの推進を行う。 (2) 企業の枠を超えた商慣習等の改善に関する調査・検討及び消費者に対する意識喚起による食品廃棄物等の発生抑制の推進を行う。</p> <p>2 新たな食品リサイクル推進事業 農畜産物のブランド化等による高付加価値の肥飼料化を目指す食品リサイクル・ループの構築やバイオガスのエネルギー利用等の推進のため、新たな食品リサイクルのシステムづくりを行う。</p> <p>3 食品廃棄物等削減推進事業 関係者の責任を明確にしたルールに則ったフードバンク活動、ドギーバック推進活動等の食品ロスの削減活動又は過剰包装の削減活動の推進に必要な具体的検討等を行う。</p> <p>4 食品産業の地球温暖化・省エネルギー対策促進事業 低炭素社会づくりの推進に向けた新たな地球温暖化の国内対策等を踏まえ、中小企業が多い食品関連事業者による取組を普及促進するとともに、東日本大震災を契機に見直されている国民の「もったいない」意識を活用した国民や食品関連事業者等による「もったいない」の気付きを募集し、事例の登録、公表、普及、評価を通じて、中小企業にも取り組みやすい地球温暖化・省エネルギー対策を促進する取組を行う。</p>	11 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
4 食品産業の強化		
(1) 食品産業グローバル革新支	<p>1 海外展開活動推進事業 (1) 海外展開事例等情報収集・発信事業 潜在力を持つ食品産業事業者の海外展開につながるよう</p>	12 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体

	<p>な成功事例等の情報収集を行うとともに、総合的な情報サイトにおいてワンストップで情報発信を行う。</p> <p>(2) 海外展開体制強化事業 海外における食品産業特有の諸制度（食品安全、食品表示等）等について、中小食品産業事業者等を対象とする研修会を開催するとともに、異業種間を含め、フードシステムとして海外展開を推進する際のマッチング支援を行う。</p> <p>(3) 現地ネットワーク構築事業 海外展開を行った食品産業事業者による現地ネットワーク化を行い、各企業が抱える諸問題の共有と解決に向けての検討や関係方面への働きかけ等を行う。</p> <p>2 グローバル革新条件整備事業</p> <p>(1) 食品の品質管理体制強化対策事業 衛生管理・品質管理の基盤となる事項(施設・設備及び作業の衛生管理事項等について定めたもの)の普及とHACCP導入支援を一体的に実施する。</p> <p>(2) 食品規格等統一・調和事業 諸外国における食品の国内規格・基準等について調査を行うとともに、これらの統一・調和を図るためのワークショップを開催する。</p>	
<p>(2) 食料品バリューチェーン構築支援事業</p>	<p>1 バリューチェーン新展開構築事業 各地域におけるバリューチェーン構築の優良な取組事例を調査・分析し、体系的に整理するとともに、融資制度の活用を含む促進方策を取りまとめる推進協議会を開催する。また、当該促進方策の普及啓発資料を作成し、各地域において食品関連事業者向けの研修会等を行う。</p> <p>2 流通過程情報伝達促進事業 生鮮食料品流通における取引業務の効率化や、バリューチェーンの形成に必要な商品情報の共有化が可能となる、流通BMS（流通ビジネスメッセージ標準）を導入するための関係者による検討会を開催するとともに、導入効果を検証するための実証を行う。</p> <p>3 加工食品製造・流通指針策定事業</p> <p>(1) 食品業界による自主的な食品表示の取組推進 新たな食品表示制度への円滑な移行を図るため、表示の実態調査、表示ガイドラインの策定の検討・普及、IT技術を活用した適正表示のためのシステム構築の検討を行う。</p> <p>(2) 加工食品品質等指針作成 健康食品の定義や表示の在り方等について、検討会の開催、国内の実態調査及び海外の実態調査を実施し、業界統一基準の食品表示ガイドライン作成に向けた検討を行う。</p>	<p>13 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p>
<p>(3) 災害に強い食品サプライチェーン構築事業</p>	<p>近い将来、首都直下地震及び南海トラフ地震の発生が懸念される地域において、震災時にも円滑な食料供給を可能とするため、食品産業事業者等の連携・協力等に基づく、震災を想定した食料供給の実証を行う。</p>	<p>14 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p>
<p>(4) 卸売市場間ネットワーク形成推進事業</p>	<p>低温保管倉庫、簡易式低温配送施設について、リース方式で導入する（更新を除く。）。</p>	<p>15 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p>
<p>5 産業化のための政策シーズの構築</p>		

<p>(1) 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業</p> <p>農山漁村6次産業化対策整備事業</p>	<p>1 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業</p> <p>(1) 事業化可能性調査 農林漁業者と異業種の事業者との連携により市場ニーズに即した新商品や新たなサービスを創出するための事業化可能性調査を実施する。</p> <p>(2) 新技術等の開発実証 農林漁業者と異業種の事業者との連携により、市場ニーズに即し、事業化が見込まれる新商品や新たなサービス等について、実用化に向けた新技術等の実証を行う。</p> <p>2 新需要創造支援事業</p> <p>(1) 新需要創造フロンティア育成事業</p> <p>①新食品・新素材に関するグランドデザインの検討及び提供 新食品・新素材について、その画期的な利用方法や、機能性成分などの有効性や安全性に関する最新の情報、想定される商品形態や市場規模等の情報を産地や民間企業等に提供する。</p> <p>②有効性・安全性の検証 新食品・新素材について、その機能性成分の有効性や安全性について検証を行う。</p> <p>(2) 成分保証・分別管理システム確立推進事業 原料に一定の機能性成分などが含まれることを保証し、又は原料に新品種以外の品種の混入を防止すること等により、高品質な新食品・新素材を安定供給するシステムを確立するための取組を実施する。</p> <p>(3) ばれいしよの特性をいかした6次産業化の推進 ジャガイモシストセンチュウ抵抗性を有し、かつ6次産業化の推進に効果のあるばれいしよの特性をいかした料理、加工品等の開発を行うための検討会の開催、ばれいしよ生産地における栽培適性を確認するための実証を行う。</p> <p>3 AIシステム実証事業 AI（アグリインフォマティクス）システムを構成する要素技術のうち、実用化段階にあると考えられる技術について、農業現場における実証試験を行うとともに、検討会を開催し、実証試験結果の評価等を行う。</p>	<p>16 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p>
<p>1 農山漁村の所得増大対策</p>		
<p>(1) 6次産業化整備支援事業</p> <p>2 再生可能エネルギーの大々的な展開</p> <p>(1) 小水力等再生可能エネルギー導入推進事業</p>	<p>農林漁業者団体が自ら、又は県域を越える複数の事業者と連携して行う6次産業化の取組、あるいは農林漁業者団体等と中小企業者が連携して行う6次産業化の取組等について、農林水産物の加工・販売施設や農林漁業用機械等の整備を行う。</p>	<p>17 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p>
<p>i 低炭素む</p>	<p>温室効果ガス削減に資する農業農村整備をモデル的に実施し、</p>	<p>18 農村振興局長が別に</p>

<p>らづくり モデル支 援事業</p>	<p>農村地域の自然エネルギーを効率的に利用するなどの取組を支援するとともに、農村地域における温室効果ガスの排出量の削減に資する活動を併せて行い、より効果的な温室効果ガスの削減を通じて農業農村の活性化に資するために再生可能エネルギー施設の整備を行う。</p>	<p>定める者から選定された団体</p>
<p>(2) 地域バイオマス産業化整備事業</p>	<p>1 バイオマス利活用施設整備事業 バイオマス産業都市構築を推進するための構想に位置づけられた事業化プロジェクトの推進に必要なバイオマス利活用施設等の整備を行う。</p> <p>2 地域循環型バイオ燃料利用推進事業 バイオ燃料生産拠点確立事業で生産されたバイオ燃料の地産地消の取組に必要な施設整備を行う。</p>	<p>19 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p>

別表2（第5関係）

農山漁村6次産業化対策事業に係る事業承認者

事業実施主体の区分	事業承認者								
<p>6次産業化推進支援事業の事業実施主体</p> <table border="1" data-bbox="333 542 991 1178"> <tr> <td data-bbox="333 542 991 752"> <p>特定の地方農政局の管轄区域（注）に所在しており、地域支援事業（食品流通円滑化対策を除く。）及び広域6次産業化ネットワーク活動推進事業に取り組む事業実施主体</p> </td> <td data-bbox="991 542 1326 752"> <p>地方農政局長</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="333 752 991 925"> <p>沖縄県に所在しており、地域支援事業（食品流通円滑化対策を除く。）及び広域6次産業化ネットワーク活動推進事業に取り組む事業実施主体</p> </td> <td data-bbox="991 752 1326 925"> <p>沖縄総合事務局長</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="333 925 991 1095"> <p>北海道に所在しており、地域支援事業（食品流通円滑化対策を除く。）及び広域6次産業化ネットワーク活動推進事業に取り組む事業実施主体</p> </td> <td data-bbox="991 925 1326 1095"> <p>北海道農政事務局長</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="333 1095 991 1178"> <p>その他の事業実施主体</p> </td> <td data-bbox="991 1095 1326 1178"> <p>食料産業局長</p> </td> </tr> </table>	<p>特定の地方農政局の管轄区域（注）に所在しており、地域支援事業（食品流通円滑化対策を除く。）及び広域6次産業化ネットワーク活動推進事業に取り組む事業実施主体</p>	<p>地方農政局長</p>	<p>沖縄県に所在しており、地域支援事業（食品流通円滑化対策を除く。）及び広域6次産業化ネットワーク活動推進事業に取り組む事業実施主体</p>	<p>沖縄総合事務局長</p>	<p>北海道に所在しており、地域支援事業（食品流通円滑化対策を除く。）及び広域6次産業化ネットワーク活動推進事業に取り組む事業実施主体</p>	<p>北海道農政事務局長</p>	<p>その他の事業実施主体</p>	<p>食料産業局長</p>	
<p>特定の地方農政局の管轄区域（注）に所在しており、地域支援事業（食品流通円滑化対策を除く。）及び広域6次産業化ネットワーク活動推進事業に取り組む事業実施主体</p>	<p>地方農政局長</p>								
<p>沖縄県に所在しており、地域支援事業（食品流通円滑化対策を除く。）及び広域6次産業化ネットワーク活動推進事業に取り組む事業実施主体</p>	<p>沖縄総合事務局長</p>								
<p>北海道に所在しており、地域支援事業（食品流通円滑化対策を除く。）及び広域6次産業化ネットワーク活動推進事業に取り組む事業実施主体</p>	<p>北海道農政事務局長</p>								
<p>その他の事業実施主体</p>	<p>食料産業局長</p>								
<p>知的財産の総合的活用の推進事業の事業実施主体</p>	<p>食料産業局長</p>								
<p>輸出総合サポートプロジェクト事業の事業実施主体</p>	<p>食料産業局長</p>								
<p>農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業の事業実施主体</p> <table border="1" data-bbox="333 1476 991 1960"> <tr> <td data-bbox="333 1476 991 1688"> <p>再生可能エネルギー発電事業を行おうとする地域が北海道の区域内にあり、農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業に取り組む事業実施主体</p> </td> <td data-bbox="991 1476 1326 1688"> <p>北海道農政事務局長</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="333 1688 991 1901"> <p>再生可能エネルギー発電事業を行おうとする地域が沖縄県の区域内にあり、農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業に取り組む事業実施主体</p> </td> <td data-bbox="991 1688 1326 1901"> <p>沖縄総合事務局長</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="333 1901 991 1960"> <p>再生可能エネルギー発電事業を行おうとする地域</p> </td> <td data-bbox="991 1901 1326 1960"> <p>地方農政局長</p> </td> </tr> </table>	<p>再生可能エネルギー発電事業を行おうとする地域が北海道の区域内にあり、農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業に取り組む事業実施主体</p>	<p>北海道農政事務局長</p>	<p>再生可能エネルギー発電事業を行おうとする地域が沖縄県の区域内にあり、農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業に取り組む事業実施主体</p>	<p>沖縄総合事務局長</p>	<p>再生可能エネルギー発電事業を行おうとする地域</p>	<p>地方農政局長</p>			
<p>再生可能エネルギー発電事業を行おうとする地域が北海道の区域内にあり、農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業に取り組む事業実施主体</p>	<p>北海道農政事務局長</p>								
<p>再生可能エネルギー発電事業を行おうとする地域が沖縄県の区域内にあり、農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業に取り組む事業実施主体</p>	<p>沖縄総合事務局長</p>								
<p>再生可能エネルギー発電事業を行おうとする地域</p>	<p>地方農政局長</p>								

が特定の地方農政局の管轄区域内（注）にあり、 農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業に取り組む事業実施主体	
その他の事業実施主体	食料産業局長
小水力等再生可能エネルギー導入推進事業のうち小水力等農村地域資源利活用促進事業、低炭素むらづくりモデル支援事業及び小水力等農業水利施設利活用実証事業の事業実施主体	
北海道に所在する事業実施主体及び独立行政法人水資源機構	農村振興局長
沖縄県に所在する事業実施主体	沖縄総合事務局長
その他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
小水力等再生可能エネルギー導入推進事業のうち集落排水資源利活用実証事業の事業実施主体	農村振興局長
バイオ燃料生産拠点確立事業の事業実施主体	
バイオ燃料製造所等が北海道に所在する事業実施主体	北海道農政事務局長
バイオ燃料製造所等が沖縄県に所在する事業実施主体	沖縄総合事務局長
バイオ燃料製造所等がその他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
地域バイオマス産業化支援事業の事業実施主体	
地域段階の事業実施場所が北海道である事業実施主体	北海道農政事務局長
地域段階の事業実施場所が沖縄県である事業実施主体	沖縄総合事務局長
地域段階の事業実施場所がその他の都府県である事業実施主体	地方農政局長

	全国段階の事業を実施する事業実施主体	食料産業局長
	食品産業環境対策推進事業の事業実施主体	
	特定の地方農政局の管轄区域（注）に所在しており、新たな食品リサイクル推進事業又は食品廃棄物等削減推進事業に取り組む事業実施主体	地方農政局長
	沖縄県に所在しており、新たな食品リサイクル推進事業又は食品廃棄物等削減推進事業に取り組む事業実施主体	沖縄総合事務局長
	北海道に所在しており、新たな食品リサイクル推進事業又は食品廃棄物等削減推進事業に取り組む事業実施主体	北海道農政事務局長
	その他の事業実施主体	食料産業局長
	食品産業グローバル革新支援事業の事業実施主体	食料産業局長
	食料品バリューチェーン構築支援事業の事業実施主体	食料産業局長
	災害に強い食品サプライチェーン構築事業の事業実施主体	食料産業局長
	卸売市場間ネットワーク形成推進事業の事業実施主体	食料産業局長
	緑と水の環境技術革命プロジェクト事業の事業実施主体	食料産業局長
	6次産業化整備支援事業の事業実施主体	
	事業実施場所が北海道である事業実施主体	北海道農政事務局長
	事業実施場所が沖縄県である事業実施主体	沖縄総合事務局長
	事業実施場所がその他の都府県である事業実施主体	地方農政局長
	小水力等再生可能エネルギー導入推進事業のうち、小水力等農村地域資源活用促進事業及び低炭素むらづくりモデル支援事業の事業実施主体	

北海道に所在する事業実施主体	農村振興局長
沖縄県に所在する事業実施主体	沖縄総合事務局長
その他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
地域バイオマス産業化整備事業の事業実施主体	
事業実施場所が北海道である事業実施主体	北海道農政事務局長
事業実施場所が沖縄県である事業実施主体	沖縄総合事務局長
事業実施場所がその他の都府県である事業実施主体	地方農政局長

(注) 地方農政局の管轄区域は、農林水産省組織令第91条に定める管轄区域である。